

新都市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新都市内における太陽光発電設備の設置事業に関し必要な基準を定め、その適正な実施を誘導することにより、設置場所及びその周辺の地域における災害防止とともに、良好な自然環境及び生活環境の保全に努め、もって持続可能な地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 再生可能エネルギー源のひとつである太陽光を太陽電池モジュールにより電気に変換する設備及びその附属設備で、出力合計が10kW以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、同期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する発電設備の合算した出力が10kW以上となる場合を含む）をいう。ただし、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号及び第2号に規定する建築物及び特殊建築物をいう。）の屋根又は屋上に設置するものを除く。
- (2) 設置事業 前号の発電設備を設置する事業行為（土地の権利の取得、伐採、造成、工事等設置に係る事業の全てを含む）をいう。
- (3) 太陽光発電事業者 市内で太陽光発電事業を営む者又はこれから営もうとする者をいう。
- (4) 設置区域 設置事業を実施しようとする区域をいう。
- (5) 地元自治会等 設置区域の自治会その他関係者をいう。

(適用を受ける事業)

第3条 この要綱の適用を受ける設置事業は、第2条に規定する発電設備を設置しようとするものとする。

(太陽光発電事業者の責務)

第4条 太陽光発電事業者は、新都市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例（平成24年新都市条例55号）をはじめ関係法令を遵守するほか、設置区域、周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分に配慮するとともに、事故、公害及び災害（以下「事故等」という）を防止し、地元自治会等と良好な関係を保つものとする。

- 2 太陽光発電事業者は、発電設備の施工に関し、風圧力その他外力に対して耐久性に問題がなく安全であるように設置するものとする。
- 3 太陽光発電事業者は、設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は地元自治会等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。
- 4 太陽光発電事業者は、発電事業を中止、若しくは終了する際は、発電設備は責任をもって撤去するものとする。

(地元自治会等への説明)

第5条 太陽光発電事業者は、計画の初期段階から、地域の状況を調査した上で、地域住

民と適切なコミュニケーションを図るものとする。次条の規定による届出を行う前に、地元自治会等へ当該設置事業の内容等について十分な説明を行い、意向を把握し、理解を得るものとする。

- 2 太陽光発電事業者は、前項の説明の状況について、次条第1項第9号に規定する書類を作成し、報告するものとする。

(設置事業の届出)

第6条 太陽光発電事業者は、当該設置事業に係る法令の規定に基づく許認可の申請又は届出の前までに、太陽光発電事業届出書(様式第1)の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。

- (1) 太陽光発電事業計画書(様式第2)
- (2) 法人の登記簿謄本(事業者が法人の場合に限るものとし、副本への添付は不要とする)(50kW以上の事業のみ)
- (3) 開発区域位置図(縮尺1/50,000程度)
- (4) 事業実施工程表
- (5) 土地利用現況図(縮尺1/1,000以上)(50kW以上の事業のみ)
- (6) 事業計画図(縮尺1/1,000以上)
- (7) 排水計画図(50kW以上の事業のみ)
- (8) 公図の写し(公図写しには、地番、所有者等を記入すること)
- (9) 太陽光発電事業説明結果報告書(様式第3)
- (10) 関係法令チェックシート(様式第4)
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 太陽光発電事業者は、前項の規定による届出後に設置事業の内容を変更しようとするときは、変更内容について地元自治会等へ説明するとともに、当該設置事業に係る法令の規定に基づく許認可の申請又は届出の前までに、太陽光発電事業(変更・廃止)届出書(様式第5)の正本及び副本にそれぞれ前項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 想定発電出力を縮小するとき
- (2) その他市長が認めるとき

3 太陽光発電事業者は、第1項の規定により届け出た設置事業を廃止しようとするときは太陽光発電事業(変更・廃止)届出書(様式第5)を市長に提出するものとする。

(指導及び助言)

第7条 市長は、この要綱の目的を達成するため必要があると認めるときは、太陽光発電事業者に対し、設置事業の施工について必要な指導及び助言を行うものとする。

2 太陽光発電事業者は、前項の規定による指導を受けたときは、処理状況報告書(様式第6)を市長に提出するものとする。

(関係機関への情報提供)

第8条 市長は、太陽光発電事業者が設置事業を行うにあたり、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法((平成23年法律第108号)以下「特別措置法」という。)に定める義務を遵守しないときは、特別措置法第9条第3項、特別措置法施行規則第5条、第5条の2及び、事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)の規定に

より、再生可能エネルギー発電設備認定申請時に必要な法令等の手続きが適切に行われていないものとみなし、経済産業大臣へ情報を提供することができるものとする。

(設置事業の着手又は完了の届出)

第9条 太陽光発電事業者は、設置事業に着手し、又は設置事業を完了したときは、速やかに着手届(様式第7)又は完了届(様式第8)により、市長に届け出るものとする。

(環境保全協定の締結)

第10条 50kW以上の発電設備を設置する太陽光発電事業者は、設置事業を完了したときは、新城市環境保全協定締結に関する要綱第3条第3項に基づき、市長と環境保全協定を締結するものとする。

(市の事務分担)

第11条 この要綱に基づく事務は、環境政策課が総括し、具体的な協議並びに指導及び助言については、それぞれの関係法令等を所管する課において担当するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

(要綱の廃止)

1 新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱(平成27年10月23日制定)は、令和5年4月1日限り廃止する。

(経過措置)

2 この要綱の廃止前に新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に基づき届出のあった設置事業について、第6条第2項の内容変更、第6条第3項の廃止、第9条の着手、完了の届出は従前の例による。